

件名	常磐自動車道 十王川橋耐震補強工事
----	-------------------

番号	質問分類 (選択)	質問対象 (選択)	質問箇所	質問事項	回答 (発注者使用欄)
1	質問書A(申請書等に関する質問)	入札公告(説明書) ※技術提案書に係る評価項目、評価基準に関する部分を除く	契約履行要件等一覧表 【配置予定技術者に契約後に求める要件】	配置予定技術者に求める項目において「同種工事」に記載している施工経験を有する者であることが要件になっております。中途採用した技術者について、施工経験の証明書類(CORINS登録データや契約書等)を提出すれば、前職での施工経験も要件を満たしている技術者として認めて頂くことは可能でしょうか。技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係として、3ヵ月以上の雇用関係があることを条件とします。	契約締結後、別添『契約履行要件「配置予定技術者資格・経験」早見表』に示す資格及び施工経験を証明する書類を監督員に提出して頂ければ認められます。 なお、土木工事共通仕様書1-7-1に示す雇用関係を前提とします。
2	質問書A(申請書等に関する質問)	入札公告(説明書) ※技術提案書に係る評価項目、評価基準に関する部分を除く	入札公告(説明書)P12 契約履行要件「配置予定技術者資格・経験」早見表	2番特定JV(甲型)備考欄の「構成員①②のうちいずれかの技術者が同種工事a)かつb)を有すれば良い」との記載がありますが、構成員①技術者が同種工事の施工経験を有していなくても構成員②技術者が有していれば参加は可能でしょうか。	参加可能です。
3	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点(一次審査)(段階的選抜方式対象工事の場合)	課題と着目点 【提案1】(評価項目①)について	課題と着目点を作成するにあたり、評価項目と各様式において「品質向上」と「品質確保」と表現に差異が見られますが、下記のうち、どれが正しいでしょうか。ご教示ください。 1) 技術評価項目「コンクリート打設時の品質向上に関する技術提案」 2) 課題と着目点の様式「コンクリート打設時の品質向上に関する技術提案」 3) 技術提案書の様式「コンクリート打設時の品質確保に関する技術提案」	正しくは「品質確保」です。 R8年3月24日付訂正公告をご確認ください。
4	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点(一次審査)(段階的選抜方式対象工事の場合)	課題と着目点 【提案1】(評価項目①)および【提案2】(評価項目②)の対象範囲について	課題と着目点を作成するにあたり、評価項目①と②の提案範囲の「橋脚のコンクリート巻立て補強」は、鮎川橋と十王川橋(上下線)のA1-5のみでしょうか。下記は、対象外と考えてよろしいでしょうか。 ・大久保橋(上り線) : エンドポストRC巻立て、鉛直材RC巻立て、アーチリブ間RC一体化構造 ・日立桜川橋(上り線) : エンドポスト間RC一体化構造、アーチリブ間RC一体化構造 ・平沢川橋(上り線) : エンドポスト間RC一体化構造、鉛直材RC巻立て、アーチリブ間RC一体化構造 ・田尻高架橋(上り線) : 縁端拡幅工 ・上合高架橋(上り線) : 縁端拡幅工、根巻きコンクリート工	鋼板巻立て補強部の根巻きコンクリートは対象範囲となりますが、アーチ橋の部材補強、縁端拡幅工は対象範囲外です。
5	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点(一次審査)(段階的選抜方式対象工事の場合)	課題と着目点 対象範囲について	課題と着目点を作成するにあたり、特記仕様書1ページ目 1-2 施工内容 下部工補強 3 7基の内訳をご教示願います。	下部工補強37基の内訳は下記のとおりです。 大久保橋(上り線) : エンドポスト2基、アーチリブ1基、鉛直材2基 日立桜川橋(上り線) : エンドポスト2基、アーチリブ1基 平沢川橋(上り線) : エンドポスト2基、アーチリブ1基、鉛直材2基 鮎川橋(上り線) : 橋脚3基 田尻高架橋(上り線) : 橋脚8基 上合高架橋(上り線) : 橋脚2基 十王川橋(上り線) : 橋脚9基 十王川橋(下り線) : 橋脚2基 なお、十王川橋P8は上下線で下部工補強を施工予定ですが、ラーメン橋脚のため上下線で1基と計上しています。
6	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点(一次審査)(段階的選抜方式対象工事の場合)	技術提案【提案1】と【提案2】の対象範囲について	アーチ橋箇所の部材補強工【アーチリブ間】RC一体化構造は対象範囲に含まれるのでしょうか。	アーチ橋の部材補強は対象範囲外です。

件名	常磐自動車道 十王川橋耐震補強工事
----	-------------------

番号	質問分類 (選択)	質問対象 (選択)	質問箇所	質問事項	回答 (発注者使用欄)
7	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点 (一次審査) (段階的選抜方式対象工事の場合)	技術提案【提案4】の対象範囲について	高速道路利用者等の第三者への安全対策は高速道路上だけでなく、橋梁下の第三者は含まれるのでしょうか。	橋梁下の第三者への安全対策は対象範囲外です。
8	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点 (一次審査) (段階的選抜方式対象工事の場合)	様式4について	「評価項目毎の記載分量は問わないものとする。」という記載は削除しても構いませんか。	削除して頂いて構いません。
9	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点 (一次審査) (段階的選抜方式対象工事の場合)	様式4について	フォントの種類、様式の余白サイズ、行間隔や文字間隔の設定は任意と考えてよろしいでしょうか。	フォントの種類、紙面の余白サイズ、行間隔や文字間隔については判読可能な範囲で任意に設定していただいて構いません。
10	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点 (一次審査) (段階的選抜方式対象工事の場合)	技術資料作成説明書 6.様式4「技術提案書作成にあたっての課題と着目点(一次審査)」記載上の注意事項及び証明資料	③『「技術提案書作成にあたっての課題と着目点(一次審査)」で記載した内容は、二次審査の技術提案書において、全ての「着目点」の内容を網羅するように作成すること。』とありますが、二次審査時に一次審査時の全ての「着目点」の内容を網羅した上で、一次審査時に記載のない着目点を追加してもよろしいでしょうか。	様式4「技術提案書作成にあたっての課題と着目点 (一次審査)」に記載のない着目点を様式-提案2「技術提案書」に追加して頂いても構いません。
11	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点 (一次審査) (段階的選抜方式対象工事の場合)	技術資料作成説明書 6.様式4「技術提案書作成にあたっての課題と着目点(一次審査)」記載上の注意事項及び証明資料	③『「技術提案書作成にあたっての課題と着目点(一次審査)」で記載した内容は、二次審査の技術提案書において、全ての「着目点」の内容を網羅するように作成すること。』とありますが、様式-提案2の「1.課題と着目点」に記載する際は、全ての着目点に記載した内容を網羅できていれば、文面を変更しても構いませんか。	様式4「技術提案書作成にあたっての課題と着目点 (一次審査)」に記載した全ての着目点の内容を網羅できていれば、様式-提案2「技術提案書」にて文面を変更して頂いても構いません。
12	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点 (一次審査) (段階的選抜方式対象工事の場合)	入札公告 (説明書) 評価基準	工事現場で添加攪拌する流動化剤は、◇過度なコスト負担を要する提案の取扱いとして『①【提案1・提案2】コンクリートの仕様変更...』に該当するのでしょうか。	コンクリート施工管理要領のA1-5に関連する規定を満足する場合は、◇過度なコスト負担を要する提案の取扱いとして『①【提案1・提案2】コンクリートの仕様変更』には該当いたしません。ただし、設計図書に示すコンクリートA1-5の規格に適合する場合に限りです。
13	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点 (一次審査) (段階的選抜方式対象工事の場合)	【提案1】、【提案2】の提案対象範囲について	鋼板巻立て補強部の根巻きコンクリート及び縁端拡幅工Bは提案範囲の対象と考えてよろしいでしょうか。	鋼板巻立て補強部の根巻きコンクリートは対象範囲となりますが、縁端拡幅工Bは対象範囲外です。
14	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点 (一次審査) (段階的選抜方式対象工事の場合)	【提案1】、【提案2】の提案対象範囲について	部材補強工RC一体化構造は提案範囲の対象と考えてよろしいでしょうか。	アーチ橋の部材補強は対象範囲外です。
15	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点 (一次審査) (段階的選抜方式対象工事の場合)	【提案1】、【提案2】の提案対象範囲について	伸縮装置取替における後打ちコンクリート (超速硬コンクリート) は提案範囲の対象外と考えてよろしいでしょうか。	対象範囲外です。
16	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点 (一次審査) (段階的選抜方式対象工事の場合)	【提案1】、【提案2】の提案対象範囲について	評価項目の表中に『【提案1】橋脚のコンクリート巻立て補強におけるコンクリート打設時・・・(略)』と記載がございますが、特記仕様書26-23無収縮モルタル充填工は、巻立て補強におけるコンクリート打設に含まれるのでしょうか。	対象範囲外です。
17	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点 (一次審査) (段階的選抜方式対象工事の場合)	【提案1】、【提案2】の提案対象範囲について	上記の質問 (No.9) に併せて、特記仕様書26-23無収縮モルタル充填工に『無収縮モルタル充填工の材料は、構造物施工管理要領 III-5-2-3の規定によるものとする。』と記載がございます。構造物施工管理要領に III-5-2-3の記載がありません。材料の指定をご教示願います。	正しくは「構造物施工管理要領II-5-2-3」です。R8年3月30日付訂正公告をご確認ください。
18	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点 (一次審査) (段階的選抜方式対象工事の場合)	【提案1】、【提案2】の提案対象範囲について	6-7寒中コンクリートや6-8暑中コンクリートに関する内容も提案対象と考えてよろしいでしょうか。	コンクリート施工管理要領 (令和7年7月) 6-1運搬および打込み、6-2養生に関連する項目であれば対象範囲となります。

件名	常磐自動車道 十王川橋耐震補強工事
----	-------------------

番号	質問分類 (選択)	質問対象 (選択)	質問箇所	質問事項	回答 (発注者使用欄)
19	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点 (一次審査) (段階的選抜方式対象工事の場合)	【提案3】の提案対象範囲について	評価項目の表中に『【提案3】既設構造物へのアンカー等の削孔…(略)』と記載がありますが、橋脚内部充填工圧送計画図(鮎川橋：設計図p123/438, 124/438)に記載のある削孔φ100, L=1500×2カ所は提案範囲の対象外と考えてよろしいでしょうか。	橋脚内部充填工は見積活用対象であるため、技術提案の対象範囲外です。
20	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点 (一次審査) (段階的選抜方式対象工事の場合)	【提案3】の提案対象範囲について	評価項目の表中に『【提案3】既設構造物へのアンカー等の削孔による…(略)』と記載がございます。このアンカー等に、特記仕様書26-5に示す鉄筋工T1の組立て用アンカーも対象という理解でよろしいでしょうか。	既設構造物へのアンカー等の削孔であれば対象範囲となります。
21	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点 (一次審査) (段階的選抜方式対象工事の場合)	【提案3】の提案対象範囲について	評価項目の表中に『【提案3】既設構造物へのアンカー等の削孔による…(略)』と記載がございます。このアンカー等に、設計図(鮎川橋(上り線)数量総括表 図面番号1/30)に示す、炭素繊維巻き立て工の固定アンカーA・B・Cも対象という理解でよろしいでしょうか。	固定アンカーは見積活用対象であるため、技術提案の対象範囲外です。
22	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点 (一次審査) (段階的選抜方式対象工事の場合)	【提案3】の提案対象範囲について	評価項目の表中に『【提案3】既設構造物へのアンカー等の削孔による…(略)』と記載がございます。くわえて、特記仕様書26-7落橋防止工に『削孔に当たっては、鉄筋位置調査を行い…(略)』と記載がございますが、標準案における鉄筋位置調査の仕様(探査深度)をご教示願います。	貴社の施工計画に基づきお考え下さい。
23	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点 (一次審査) (段階的選抜方式対象工事の場合)	【提案3】の提案対象範囲について	受注後に各橋梁の完成図(配筋図)をご提供して頂けるという理解でよろしいでしょうか。	そのとおりとお考え下さい。
24	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点 (一次審査) (段階的選抜方式対象工事の場合)	【提案4】の提案対象範囲について	高速道路利用者等の第三者への安全対策に関して、本線上での片側通行規制材の設置・撤去に関する安全対策は評価対象に該当するのでしょうか？	対象範囲外です。
25	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点 (一次審査) (段階的選抜方式対象工事の場合)	【提案4】の提案対象範囲について	『支取替工(ジャッキアップからジャッキダウンまで)』には、特記仕様書p35に記載のある上部補強工及び支取替工は含まれないという理解でよろしいでしょうか。	貴社の施工計画に基づくジャッキアップからジャッキダウンまでの期間中における高速道路利用者等の第三者への安全対策であれば対象範囲となります。
26	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点 (一次審査) (段階的選抜方式対象工事の場合)	【提案4】の提案対象範囲について	【提案4】高速道路利用者等の第三者への安全対策と記載がありますが、高架橋下を利用する第三者への安全対策も評価対象に該当するのでしょうか。	橋梁下の第三者への安全対策は対象範囲外です。
27	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点 (一次審査) (段階的選抜方式対象工事の場合)	【提案4】の提案対象範囲について	『支取替工(ジャッキアップからジャッキダウンまで)』には、高速道路の本線上からクレーンによる荷下ろしや荷揚げに係る課題や着目点も対象範囲と考えてよろしいでしょうか。	貴社の施工計画に基づくジャッキアップからジャッキダウンまでの期間中における高速道路利用者等の第三者への安全対策であれば対象範囲となります。
28	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点 (一次審査) (段階的選抜方式対象工事の場合)	【提案4】の対象範囲	『支取替工(ジャッキアップからジャッキダウンまで)における高速道路利用者等の第三者…(略)』と記載がございます。ジャッキアップ、ジャッキダウンを実施する時間帯に指定はございますでしょうか。もしくは受注者の任意という理解でよろしいでしょうか。	施工する時間帯に指定はありません。貴社の施工計画に基づきお考え下さい。
29	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点 (一次審査) (段階的選抜方式対象工事の場合)	【提案1】、【提案2】の提案対象範囲について	「橋脚のコンクリート巻立て補強」とは、RC巻立てのことであり、アーチリブ間一体化、アーチエンドポスト補強、アーチ鉛直材補強、縁端拡幅工、鋼板巻立て補強部の根巻きコンクリートは提案の対象外と考えてよろしいでしょうか。	鋼板巻立て補強部の根巻きコンクリートは対象範囲となりますが、アーチ橋の部材補強、縁端拡幅工は対象範囲外です。

件名	常磐自動車道 十王川橋耐震補強工事
----	-------------------

番号	質問分類 (選択)	質問対象 (選択)	質問箇所	質問事項	回答 (発注者使用欄)
30	質問書A(申請書等に関する質問)	技術資料作成説明書	6. 様式4「技術提案書作成にあたっての課題と着目点(一次審査)」記載上の注意事項及び証明資料	『記載上の注意事項 ③「技術提案書作成にあたっての課題と着目点(一次審査)」で記載した内容は、二次審査の技術提案書において、全ての「着目点」の内容を網羅するように作成すること。』とありますが、二次審査時に一次審査時の全ての『着目点』の内容を網羅した上で、一次審査時に記載のない着目点を追加することは可能でしょうか。ご教示願います。	様式4「技術提案書作成にあたっての課題と着目点(一次審査)」に記載のない着目点を様式-提案2「技術提案書」に追加して頂いても構いません。
31	質問書A(申請書等に関する質問)	技術資料作成説明書	6. 様式4「技術提案書作成にあたっての課題と着目点(一次審査)」記載上の注意事項及び証明資料	『記載上の注意事項 ③「技術提案書作成にあたっての課題と着目点(一次審査)」で記載した内容は、二次審査の技術提案書において、全ての「着目点」の内容を網羅するように作成すること。』とありますが、様式-提案2の「1. 課題と着目点」に記載する際は、全ての着目点の内容を網羅できていれば、一次審査時の技術提案書に記載した文面を変更しても構いませんでしょうか。ご教示願います。	様式4「技術提案書作成にあたっての課題と着目点(一次審査)」に記載した全ての着目点の内容を網羅できていれば、様式-提案2「技術提案書」にて文面を変更して頂いても構いません。
32	質問書A(申請書等に関する質問)	技術資料作成説明書	6. 様式4「技術提案書作成にあたっての課題と着目点(一次審査)」記載上の注意事項及び証明資料	『記載上の注意事項 ③「技術提案書作成にあたっての課題と着目点(一次審査)」で記載した内容は、二次審査の技術提案書において、全ての「着目点」の内容を網羅するように作成すること。』とありますが、様式-提案2は「1. 課題と着目点」と記載されており、課題と着目点の両者を記載するようになっています。全ての『着目点』の内容を網羅できていれば、様式-提案2では、『課題』については特に記載は不要と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	様式-提案2「技術提案書」の「1. 課題と着目点」には、様式4「技術提案書作成にあたっての課題と着目点(一次審査)」に記載した全ての着目点の内容を網羅し、かつ課題の要点を記載願います。
33	質問書A(申請書等に関する質問)	技術資料作成説明書	6. 様式4「技術提案書作成にあたっての課題と着目点(一次審査)」記載上の注意事項及び証明資料	『記載上の注意事項 ⑤記載する文字の大きさは10ポイント以上とし、図表を含んでも良いが判読可能なものであること。』とありますが、それ以外の様式4の余白サイズ・文字行間隔・文字間隔・文字数・枠組みの寸法などについては、判読可能であれば変更しても問題ないでしょうか。ご教示願います。	そのとおりとお考え下さい。
34	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点(一次審査)(段階的選抜方式対象工事の場合)	様式4	様式4に記載されて、黄色ハッチングされている『評価項目毎の記載分量は問わないものとする。』の注意書き文章を削除することは可能でしょうか。ご教示願います。	削除して頂いて構いません。
35	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点(一次審査)(段階的選抜方式対象工事の場合)	評価項目① 橋脚のコンクリート巻立て補強におけるコンクリート打設時※1の品質向上に関する技術提案 評価項目② 橋脚のコンクリート巻立て補強におけるコンクリート養生時※2の品質確保に関する技術提案	評価項目①・②に記載の提案の評価対象として『橋脚のコンクリート巻立て補強』とありますが、RC巻立て以外のRC一体化構造(アーチリブ間)および、RC一体化構造(エンドポスト間)も評価対象に含むでしょうか。ご教示願います。	アーチ橋の部材補強は対象範囲外です。
36	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点(一次審査)(段階的選抜方式対象工事の場合)	評価項目① 橋脚のコンクリート巻立て補強におけるコンクリート打設時※1の品質向上に関する技術提案 評価項目② 橋脚のコンクリート巻立て補強におけるコンクリート養生時※2の品質確保に関する技術提案	上記に付随して、縁端拡幅工(田尻高架橋・上合高架橋)、鋼板巻立ての根巻きコンクリート(上合高架橋)も評価対象となるでしょうか。ご教示願います。	鋼板巻立て補強部の根巻きコンクリートは対象範囲となりますが、縁端拡幅工は対象範囲外です。

件名	常磐自動車道 十王川橋耐震補強工事			
----	-------------------	--	--	--

番号	質問分類 (選択)	質問対象 (選択)	質問箇所	質問事項	回答 (発注者使用欄)
37	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点 (一次審査) (段階的選抜方式対象工事の場合)	評価項目④ 支取替工 (ジャッキアップからジャッキダウンまで) における高速道路利用者等の第三者への安全対策に関する技術提案	『高速道路利用者等の第三者への安全対策』における提案の対象は、高速道路を通行する一般車両とそれ以外の高架橋下の道路を通行する第三者も含むでしょうか。ご教示願います。	高架下の道路を通行する第三者への安全対策は対象範囲外です。
38	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点 (一次審査) (段階的選抜方式対象工事の場合)	評価項目④ 支取替工 (ジャッキアップからジャッキダウンまで) における高速道路利用者等の第三者への安全対策に関する技術提案	『支取替工 (ジャッキアップからジャッキダウンまで)』とありますが、提案対象は、ジャッキアップ開始からジャッキダウン完了までの間に行う作業に限定されると考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	そのとおりとお考え下さい。
39	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点 (一次審査) (段階的選抜方式対象工事の場合)	評価項目④ 支取替工 (ジャッキアップからジャッキダウンまで) における高速道路利用者等の第三者への安全対策に関する技術提案	『支取替工 (ジャッキアップからジャッキダウンまで)』と記載されていますが、ジャッキアップ開始からジャッキダウン完了までの期間以外に実施する作業であっても、提案対象期間中の第三者への安全対策となる提案であれば、評価対象となるでしょうか。ご教示願います。	貴社の施工計画に基づくジャッキアップからジャッキダウンまでの期間中における高速道路利用者等の第三者への安全対策であれば対象範囲となります。
40	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点 (一次審査) (段階的選抜方式対象工事の場合)	評価項目④支取替工 (ジャッキアップからジャッキダウンまで) の提案範囲について	評価項目④支取替工 (ジャッキアップからジャッキダウンまで) の提案範囲は特記仕様書P35区分内容記載の <ul style="list-style-type: none"> ・ジャッキアップ ・既設支承の撤去 (ソールプレートの撤去、ガウジング処理、グラインダー仕上げを含む) 及び既設アンカーの切断・防錆 ・下横構、ガセットプレート、水平補剛材の撤去、切断、新材の設置、高力ボルトの本締、ピンテール仕上げ ・既設桁切断 (切断箇所の防錆・グラインダー仕上げを含む) ・新設支承 (調整台座・沓座モルタルを含む) の製作、防錆、塗装、輸送、据付・調整 ・ジャッキダウン の作業の範囲であり、 <ul style="list-style-type: none"> ・既設耐震連結装置の撤去 ・既設桁部への高力ボルト接合部の現場孔明工 ・上部補強工及び支承補強工の製作、防錆、輸送、設置、高力ボルトの本締 の3項目や、アンカー工、既設コンクリート構造物のはつり等の作業は含まれないと考えてよろしいでしょうか。	貴社の施工計画に基づくジャッキアップからジャッキダウンまでの期間中における高速道路利用者等の第三者への安全対策であれば対象範囲となります。
41	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点 (一次審査) (段階的選抜方式対象工事の場合)	評価項目④支取替工 (ジャッキアップからジャッキダウンまで) の提案範囲について	評価項目④支取替工 (ジャッキアップからジャッキダウンまで) の提案範囲には、高速道路を1車線規制し、補強材等を搬入する作業も含まれないと考えてよろしいでしょうか。	貴社の施工計画に基づくジャッキアップからジャッキダウンまでの期間中における高速道路利用者等の第三者への安全対策であれば対象範囲となります。
42	質問書B(見積対象項目に関する質問)	質問書Dのうち見積対象項目の見積条件に関する質問	特記仕様書 26-17-3 材料・施工・品質	橋脚内部充填工の施工については、構造物施工管理要領Ⅲ 7-1-7の規定に従って、エアモルタルの1回の打設厚さは1m以下とする考えでよろしいでしょうか。	そのとおりとお考え下さい。
43	質問書B(見積対象項目に関する質問)	質問書Dのうち見積対象項目の見積条件に関する質問	設計図108/438~111/438	橋脚内部充填工のエアモルの仕様は、図面に記載されているとおり、 $\sigma_{ck}=2.0\text{N/mm}^2$ 、 $\gamma=12.8\text{kN/m}^3$ としてよろしいでしょうか。	そのとおりとお考え下さい。
44	質問書B(見積対象項目に関する質問)	質問書Dのうち見積対象項目の見積条件に関する質問	特記仕様書 26-17 橋脚内部充填工	橋脚内部充填工はエアモルタルを用いることが謳われており、エアミルクは対象外ということでよろしいでしょうか。	そのとおりとお考え下さい。

件名	常磐自動車道 十王川橋耐震補強工事				
----	-------------------	--	--	--	--

番号	質問分類 (選択)	質問対象 (選択)	質問箇所	質問事項	回答 (発注者使用欄)
45	質問書B(見積対象項目に関する質問)	参考見積書	2-(6) 構造物掘削 普通部田PA 設計図258/438, 259/438	田尻高架橋P6, P7, P8橋脚について、図面に下部工施工方法に関する記載があります(高速道路を1車線規制・・・施工ヤードを確保する など)。 現地は立ち入ることができないため遠方より確認したところ、施工ヤード・仮置き場の整地前に、伐採・除根・搬出等の事前準備作業も必要と思われる。しかし、数量が未確定のため見積書に計上できません。 今回提出する参考見積書は、施工ヤード・仮置き場が確保できた状態からの見積と考えてよろしいでしょうか。伐採・除根～整地等事前準備に要する費用は協議と考えてよろしいでしょうか？	伐開除根は共通仕様書 2-5 伐開除根 に示すとおり、諸経費に含まれます。また、伐開除根により発生した草木等の処理については特記仕様書28. 補足事項(10)に示すとおりです。施工ヤードを確保した状態から必要な費用を計上してください。
46	質問書B(見積対象項目に関する質問)	参考見積書	2-(6) 構造物掘削 普通部十P1 設計図410/438	十王川橋P1橋脚について、図面に下部工施工方法に関する記載があります(高速道路を1車線規制・・・施工ヤードを確保する など)。 現地は立ち入ることができないため遠方より確認したところ、施工ヤード・仮置き場の整地前に、伐採・除根・搬出等の事前準備作業も必要と思われる。しかし、数量が未確定のため見積書に計上できません。 今回提出する参考見積書は、施工ヤード・仮置き場が確保できた状態からの見積と考えてよろしいでしょうか。伐採・除根～整地等事前準備に要する費用は協議と考えてよろしいでしょうか？	伐開除根は共通仕様書 2-5 伐開除根 に示すとおり、諸経費に含まれます。また、伐開除根により発生した草木等の処理については特記仕様書28. 補足事項(10)に示すとおりです。施工ヤードを確保した状態から必要な費用を計上してください。
47	質問書B(見積対象項目に関する質問)	参考見積書	17-(26)炭素繊維巻立て工 固定アンカー A、B、C 設計図107/438	固定アンカー工の削孔はφ20.4mm、φ24.5mmいずれもハンマードリルによる削孔と考えてよろしいでしょうか？	貴社の施工計画に基づきお考え下さい。
48	質問書B(見積対象項目に関する質問)	参考見積書	特-(1) 制震構造 制震ダンパー 特記仕様書 26-13制震構造 P.41 設計図85/438, 89/438	特記仕様書26-13-2_種別_制震ダンパーの区分内容に上部工付ブラケットの設置に伴う「無収縮モルタル工と型枠工」の記載がありません。当該見積に含まれるものと考えて宜しいでしょうか。ご指示願います。	設計図85/438, 89/438に示すとおり、当該見積に含まれるものとお考え下さい。
49	質問書B(見積対象項目に関する質問)	参考見積書	特-(5) 橋脚内部充填工 エアモルタル充填工	鮎川橋P1, P2, P3各橋脚に充填するエアモルタルの基本配合をご教示願います。	エアモルタルの基本配合についての指定はありません。構造物施工管理要領Ⅲ7-1-7に示すエアモルタルの材料基準を満足する基本配合としてお考え下さい。
50	質問書B(見積対象項目に関する質問)	参考見積書	割掛項目 鉄筋位置調査費②	設計図「十王川橋(上り線)上部工炭素繊維巻立て工補強詳細図(その6)」図面番号16/88では、固定アンカーの配置が断面図で記されておりますが、図面番号11～15/88を確認すると内壁の炭素繊維巻立ては周方向(鉛直)のみが記載されております。 十王川橋では、図面番号16/88でいうところの、炭素繊維シート(内壁)周方向は計上されていないと考えてよろしいでしょうか。 相違する場合、炭素繊維シート(内壁)周方向で施工する箇所および数量についてご教示ください。	図面番号11～15/88に記載の通り、内壁の炭素繊維巻立ては周方向(鉛直)のみが施工対象です。
51	質問書B(見積対象項目に関する質問)	参考見積書	割掛項目 足場工費A1②	足場の供用日数に、材料製造期間は含まれるのかご教示ください。	貴社の施工計画に基づきお考え下さい。
52	質問書B(見積対象項目に関する質問)	参考見積書	参考見積書	参考見積書作成における燃料等の材料単価は工事の範囲より、物価資料の地区として『水戸』を採用と考えて宜しいですか。異なる場合は適用される都市をご教示ください。	貴社の施工計画に基づきお考え下さい。

件名	常磐自動車道 十王川橋耐震補強工事				
----	-------------------	--	--	--	--

番号	質問分類 (選択)	質問対象 (選択)	質問箇所	質問事項	回答 (発注者使用欄)
53	質問書B(見積対象項目に関する質問)	参考見積書	参考見積書	参考見積書作成において、”2. 下記内訳の編成”の欄がありますが、こちらに記載するのは②であると考えてよろしいでしょうか。 ①各作業のパーティー編成 (1日に何人・重機何台 など) ②名称に含まれるすべての労務・機械を数量で割った、1単位当りの数量	3.内訳(諸経費以外)に記載した各労務編成・機械編成の集計を記載して下さい。
54	質問書B(見積対象項目に関する質問)	質問書Dのうち見積対象項目の見積条件に関する質問	設計書(金抜) 19-(1)交通規制工	「19-(1)交通規制工」には、見積対象項目を施工するにあたっての規制費用は計上されていることよろしいでしょうか。また、提出する見積対象項目には規制に関する費用は含めないと考えてよろしいでしょうか。 相違する場合、交通規制工では計上していない見積対象項目の規制内容についてご教示ください。	そのとおりとお考え下さい。
55	質問書B(見積対象項目に関する質問)	参考見積書	設計書(金抜) 特-(5)橋脚内部充填工	特記仕様書「26-17-3 材料・施工・品質」では、”橋脚内部充填工で使用する材料、施工、品質管理は、構造物施工管理要領Ⅲ 7-1-7の規定に従い行うものとする。”と記載がございますが、品質管理に関して、品質管理基準に含まれる試験に該当するため、その費用は共通仮設(技術管理費)率計上に含まれるものとし、参考見積には計上しないと考えてよろしいでしょうか。	そのとおりとお考え下さい。
56	質問書B(見積対象項目に関する質問)	参考見積書	設計書(金抜) 特-(5)橋脚内部充填工	エアモルタル充填工の品質確保のため、試験費が発生しますが、各費用については下記の通りで参考見積書に計上するものと考えてよろしいでしょうか。 ①配合決定のための試験練に関する費用 : 参考見積に計上せず、工事積算においては共通仮設費率計上で含まれる内容である。 ②受入れ時(日常的な管理)の試験練に関する費用 : 参考見積に計上せず、工事積算においては共通仮設費率計上で含まれる内容である。	そのとおりとお考え下さい。
57	質問書B(見積対象項目に関する質問)	参考見積書	特記仕様書 26-7-2 落橋防止構造	「26-7-2-2 作業内容」では、”3) 上部工付ブラケット取付に伴う既設コンクリート桁のチッピング・無収縮モルタルの施工、アンカーボルトの挿入・固定”と記載がございますが、アンカーボルトの挿入・固定とはどのような状態を指すかご教示ください。	アンカーボルトの挿入とは削孔後の孔内にアンカーボルトを挿し入れることを指し、アンカーボルトの固定とは孔内に挿入したアンカーボルトの周囲を樹脂接着が可能なように孔の中心部に支持材等により固定することを指します。
58	質問書B(見積対象項目に関する質問)	参考見積書	特記仕様書 26-17 橋脚内部充填工	「26-17-3 材料・施工・品質」橋脚内部充填工で使用する材料、施工、品質管理は、構造物施工管理要領Ⅲ 7-1-7の規定に従い行うものとする。と記載がございますが、該当要領 2) 施工計画 ① 材料:セメント、水、起泡剤の使用計画 とあり、砂の記載がございません。このことから、本工事における「エアモルタル」の配合(使用材料)は、「セメント、水、起泡剤」であると考えてよろしいでしょうか。	「エアモルタル」の標準的な配合(使用材料)はセメント、水、起泡剤、砂(骨材)であるとお考えください。
59	質問書B(見積対象項目に関する質問)	参考見積書	特記仕様書 26-17 橋脚内部充填工	本工事では、配管打設の施工条件より、砂分を含む「エアモルタル」は打設不可と見做します。施工可能な「エアミルク」として置き換えて、参考見積書を作成してよろしいでしょうか。	特記仕様書26-17に示すとおり「エアモルタル」を充填するものとして参考見積書を作成して下さい。

件名	常磐自動車道 十王川橋耐震補強工事			
----	-------------------	--	--	--

番号	質問分類 (選択)	質問対象 (選択)	質問箇所	質問事項	回答 (発注者使用欄)
60	質問書B(見積対象項目に関する質問)	参考見積書	特記仕様書 26-17 橋脚内部充填工 17-3 汚濁水処理 18. 再生資源及び建設副産物に関する事項	「17-3 汚濁水処理」では、「WJ工法により生ずる汚濁水は、関係法令に従って処理を行った後、放流するものとする。」と記載がございます。 「26-17-5 支払(橋脚内部充填工)」では、プラント設備および配管の清掃で発生する汚水(濁水)の処分に関して記載がございません。 プラント設備および配管の清掃で発生する汚水(濁水)の処分は、処理場への運搬および処分費として参考見積の計上対象となるかご教示ください。	橋脚内部充填工のプラント設備および配管の清掃で発生する汚水(濁水)の処分は、参考見積の計上対象とはなりません。
61	質問書B(見積対象項目に関する質問)	参考見積書	特記仕様書 26-17 橋脚内部充填工 17-3 汚濁水処理 18. 再生資源及び建設副産物に関する事項	上記質問のプラント設備および配管の清掃で発生する汚水(濁水)の処分が処理後に放流で想定される場合について、お聞きいたします。 放流する場所について、ご教示ください。	橋脚内部充填工のプラント設備および配管の清掃で発生する汚水(濁水)の処分は、参考見積の計上対象とはならないため、放流する場所の指定は、ないものとお考え下さい。
62	質問書B(見積対象項目に関する質問)	参考見積書	特記仕様書 26-7 落橋防止工 26-13 制震構造	落橋防止構造P1-aおよび制震構造制震ダンパーa(±b)の作業内容には、近接調査計測工(製作図を作成するために部材取付範囲について、既設構造物の詳細寸法計測及び障害物の有無、ハンドリング等を調査)が記載がございません。 いずれも近接調査計測工を計上すると考えてよろしいでしょうか。	貴社の施工計画に基づきお考え下さい。
63	質問書B(見積対象項目に関する質問)	参考見積書	特記仕様書 26-7 落橋防止工 26-13 制震構造	落橋防止構造P1-aおよび制震構造制震ダンパーa(±b)に近接調査計測工を計上した場合、近接調査計測工は共通仮設費の技術管理費積上げ計上の扱いとし、共通仮設費(率分)の対象外であると考えてよろしいでしょうか。	貴社の施工計画に基づきお考え下さい。
64	質問書B(見積対象項目に関する質問)	参考見積書	2-(6)構造物掘削 普通部 田PA P7橋脚	P7橋脚構造物掘削 掘削土量558.9m3となっておりますが、現地調査の結果、現状地盤形状が設計図書と大きく差異がございます。 現状地盤形状は設計図地盤線に対し急勾配で既に法掘削されており、斜面モルタル吹付もされております。 またP7橋脚橋台天端迄も概ね1m未満と思われまます。 数量558.9m3の算出根拠をご教授願います。	参考見積は設計図書に基づきお考え下さい。
65	質問書B(見積対象項目に関する質問)	参考見積書	2-(6)構造物掘削 普通部 田PA P7橋脚	上記について、参考見積書作成にあたり、現状現地地盤形状であれば概ね掘削土量は50m3未満と想定されます。 また急こう配傾斜地での施工が伴わないため、見積条件が大きく変わります。 参考見積書の単価算出にあたり、現地現況に併せた条件ならびに概算数量で見積作成としてよろしいでしょうか。また埋戻についても現況復旧としてよろしいでしょうか。 併せてご教授願います。	参考見積は設計図書に基づきお考え下さい。
66	質問書B(見積対象項目に関する質問)	参考見積書	2-(6)構造物掘削 普通部 田PA P7橋脚	質問2における現地条件での見積作成ではなく、設計図現況地盤線よりの掘削条件として見積作成とした場合、急傾斜地のため土砂はねつけによる仮置きは、土砂流出崩壊の危険が高く施工が困難であります。 掘削土の取扱を日立市道1290号線よりダンプトラック運搬とし、十王川橋土取場への仮置きとし、埋込工においても十王川橋土取場からの土砂運搬として参考見積書を作成することはできますでしょうか。 ご教授願います。	参考見積は設計図書に基づきお考え下さい。

件名	常磐自動車道 十王川橋耐震補強工事				
----	-------------------	--	--	--	--

番号	質問分類 (選択)	質問対象 (選択)	質問箇所	質問事項	回答 (発注者使用欄)
67	質問書B(見積対象項目に関する質問)	参考見積書	2-(6) 構造物掘削 普通部 田P A P 8 橋脚	P 8 橋脚構造物掘削 掘削土量17.4m3となっておりますが、現地調査の結果、現状地盤形状が設計図書と大きく差異がございます。 現状地盤形状は設計図地盤線によりも橋脚橋台天端に対し高く覆土されており設計数量よりも掘削土量が多くなります。 数量17.4m3の算出根拠をご教授願います。	参考見積は設計図書に基づきお考え下さい。
68	質問書B(見積対象項目に関する質問)	参考見積書	2-(6) 構造物掘削 普通部 田P A P 8 橋脚	上記について、参考見積書作成にあたり、現状現地地盤形状であれば概ね掘削土量は50m3程度と想定されます。 参考見積書は、現地条件に併せた条件ならびに概算数量で見積作成としてよろしいでしょうか。また埋戻についても現況復旧としてよろしいでしょうか。 併せてご教授願います。	参考見積は設計図書に基づきお考え下さい。
69	質問書B(見積対象項目に関する質問)	参考見積書	2-(6) 構造物掘削 普通部 十P 1	P 1 橋脚構造物掘削 掘削土量415.0m3となっておりますが、現地調査の結果、現状地盤形状が設計図書と大きく差異がございます。 現状地盤形状は設計図地盤線に対しほぼ平坦に覆土されており、V脚部が完全に露出しております。P 1 橋脚橋台天端迄も概ね2m未満と思われます。 数量415.0m3の算出根拠をご教授願います。	参考見積は設計図書に基づきお考え下さい。
70	質問書B(見積対象項目に関する質問)	参考見積書	2-(6) 構造物掘削 普通部 十P 1	上記について、参考見積書作成にあたり、現状現地地盤形状であれば概ね掘削土量は150m3未満程度と想定されます。 参考見積書は、現地条件に併せた条件ならびに概算数量で見積作成としてよろしいでしょうか。また埋戻についても現況復旧としてよろしいでしょうか。 併せてご教授願います。	参考見積は設計図書に基づきお考え下さい。
71	質問書B(見積対象項目に関する質問)	参考見積書	2-(6) 構造物掘削 普通部 十P 1 および 田P A	構造物掘削部および足場組立箇所での伐採・伐根については、見積対象外としてよろしいでしょうか。 見積対象となる場合、施工箇所毎の樹高・幹周等の規格および数量をご教授願います。	伐開除根は共通仕様書 2-5 伐開除根 に示すとおり、諸経費に含まれます。また、伐開除根により発生した草木等の処理については特記仕様書28. 補足事項(10)に示すとおりです。施工ヤードを確保した状態から必要な費用を計上してください。
72	質問書B(見積対象項目に関する質問)	参考見積書	2-(6) 構造物掘削 普通部 十P 1 および 田P A	設計図下部工施工概要図に示されたミニバックホウ 0.14m3の構造物掘削施工箇所への荷卸し・引上げにおいて、高速道路を一車線規制の上、16tラフタークレーンでの投入となっております。 クレーン等安全規則に規定された安全係数1.25倍を考慮した場合、16tラフタークレーンアウトリガー中間張出での荷卸しは定格荷重オーバーなり困難です。 参考見積書作成にあたり、クレーン規格はどのように加味すればよろしいでしょうか。 ご教授願います。	貴社の施工計画に基づきお考え下さい。
73	質問書B(見積対象項目に関する質問)	参考見積書	17-(11) 落橋防止構造 P 1 - 2 9 6 4	表面処理について、特記仕様書に既設コンクリートのチップングとありますが、W J 工法ではなく、電力工具及びエアール具でのお見積りでよろしいでしょうか。 ご教授願います。	チップングはW J 工法ではありません。貴社の施工計画に基づきお考え下さい。
74	質問書B(見積対象項目に関する質問)	参考見積書	17-(11) 落橋防止構造 P 1 - 2 9 6 4	調整モルタル工について、調整モルタル工（無収縮モルタル）に型枠の数量がありません。設計図より算出し単価に含むお見積りでよろしいでしょうか。※箱抜き用のVP管は数量がありました。 ご教授願います。	そのとおりとお考え下さい。

件名	常磐自動車道 十王川橋耐震補強工事				
----	-------------------	--	--	--	--

番号	質問分類 (選択)	質問対象 (選択)	質問箇所	質問事項	回答 (発注者使用欄)
75	質問書B(見積対象項目に関する質問)	参考見積書	17-(26)炭素繊維巻立工 固定アンカー A・B・C	固定アンカー (CFアンカー) 基準試験費用が割掛対象内訳にございません。試験費は参考見積に計上するとしてよろしいでしょうか。 ご教授願います。	そのとおりとお考え下さい。
76	質問書B(見積対象項目に関する質問)	参考見積書	17-(26)炭素繊維巻立工 固定アンカー A・B・C	参考見積書作成にあたり、箱桁内への資材の持込のための搬入用開口部の場所、開口寸法等の詳細がわかる図面をご掲示願います。	搬入用開口部の場所は、設計図 (104/438、105/438、361/438、365/438) の平面図 (内壁: 底版上面) 及び平面図 (外壁: 底版下面) に示すとおりです。
77	質問書B(見積対象項目に関する質問)	参考見積書	特-(1)制震構造 制震ダンパー	表面処理について、特記仕様書に既設コンクリートのチッピングとありますが、WJ工法ではなく、電力工具及びエア工具でのお見積りでよろしいでしょうか。 ご教授願います。	チッピングはWJ工法ではありません。貴社の施工計画に基づきお考え下さい。
78	質問書B(見積対象項目に関する質問)	参考見積書	特-(1)制震構造 制震ダンパー	無収縮モルタル工について、無収縮モルタルに型枠の数量がありません。設計図より算出し単価に含むお見積りでよろしいでしょうか。 ご教授願います。	そのとおりとお考え下さい。
79	質問書B(見積対象項目に関する質問)	参考見積書	特-(5)橋脚内部充填工 エアモル充填工	エアモル充填工における打設高さ、鮎川橋P1橋脚1.9m、P2橋脚31.5m、P3橋脚15.5mについて、1回当りの打上げ高さの制限は、1.0mでしょうか。 打設回数を設定するにあたり、打上げ高さの制限がある場合、1回当り打上げ高さをご教授願います。	エアモルタル1回当りの打設 (打上げ) 高さは1m以下としてお考え下さい。
80	質問書B(見積対象項目に関する質問)	参考見積書	特-(5)橋脚内部充填工 エアモル充填工	設計業務成果において、エアモル充填工用のコンクリート削孔 (φ100mm×L1.5m) が1橋脚当り2箇所計上されております。1箇所は打設用開口、1箇所はエア抜き孔と思われるが、打設後の硬化熱対策として、別途換気孔が必要であると思われる。 参考見積書作成にあたっては、設計数量として作成すればよろしいでしょうか。 ご教授願います。	貴社の施工計画に基づきお考え下さい。
81	質問書B(見積対象項目に関する質問)	質問書Dのうち見積対象項目の見積条件に関する質問	設計書 (金抜) 14 落橋防止構造 割掛対照表 落橋防止構造	鉄筋位置調査費が割掛対象になっていませんが、費用は設計書 14 落橋防止構造に計上するのでしょうか、ご教示お願い致します。	割掛対象表に示すとおり、落橋防止構造施工箇所における鉄筋位置調査費は、落橋防止構造アンカー工を割掛先としております。
82	質問書B(見積対象項目に関する質問)	質問書Dのうち見積対象項目の見積条件に関する質問	設計書 (金抜) 99~101 制震構造 割掛対照表 制震構造	鉄筋位置調査費が割掛対象になっていませんが、費用は設計書 99~101 制震構造に計上するのでしょうか、ご教示お願い致します。	割掛対象表に示すとおり、制震構造施工箇所における鉄筋位置調査費は、制震構造アンカー工を割掛先としております。
83	質問書B(見積対象項目に関する質問)	質問書Dのうち見積対象項目の見積条件に関する質問	割掛対照表 鉄筋位置調査費②	数量をご教示お願い致します。	貴社の施工計画に基づき必要な費用を計上して下さい。
84	質問書B(見積対象項目に関する質問)	質問書Dのうち見積対象項目の見積条件に関する質問	割掛対照表 足場工費A1①	必要期間と数量をご教示お願い致します。	割掛対象表参考内訳書をご確認下さい。
85	質問書B(見積対象項目に関する質問)	質問書Dのうち見積対象項目の見積条件に関する質問	割掛対照表 足場工費A2	必要期間と数量をご教示お願い致します。	貴社の施工計画に基づき必要な費用を計上して下さい。
86	質問書B(見積対象項目に関する質問)	質問書Dのうち見積対象項目の見積条件に関する質問	割掛対照表 吊足場工費 (標準型側面) ②	必要期間と数量をご教示お願い致します。	貴社の施工計画に基づき必要な費用を計上して下さい。

件名	常磐自動車道 十王川橋耐震補強工事				
----	-------------------	--	--	--	--

番号	質問分類 (選択)	質問対象 (選択)	質問箇所	質問事項	回答 (発注者使用欄)
87	質問書B(見積対象項目に関する質問)	質問書Dのうち見積対象項目の見積条件に関する質問	割掛対照表 吊足場工費 (防護型側面) ②	必要期間と数量をご教示お願い致します。	貴社の施工計画に基づき必要な費用を計上して下さい。
88	質問書C(技術提案書に関する質問)	入札公告(説明書)における「技術提案書に係る評価項目、評価基準」	入札公告(説明書)「評価基準」 ◇留意事項 技術提案書様式 様式-提案2	評価基準 ◇留意事項 ②「技術提案に記載する文字の大きさは10ポイント以上とし、図表を含んでも良いが判読可能なものであること。」とありますが、様式-提案2の余白サイズ・文字行間隔・文字間隔・文字数・枠組みの寸法などについては、判読可能であれば変更しても問題ないでしょうか、ご教示願います。	「様式-提案2」の余白サイズ、文字行間隔、文字間隔、文字数、枠組みの寸法等については、文字の大きさを10ポイント以上とし、図表を含め判読可能な範囲であれば変更していただいても構いません。
89	質問書C(技術提案書に関する質問)	技術提案書様式	技術提案書様式 様式-提案2	様式-提案2に記載され、黄色ハッチングされている『【改善技術提案書の提出時は「技術提案書」の記載を「改善技術提案書」と改めてください】』の注意書き文章を削除することは可能でしょうか、ご教示願います。	削除して頂いて構いません。
90	質問書C(技術提案書に関する質問)	技術提案書様式	技術提案書様式 様式-提案2	様式-提案2の各提案項目における『1. 課題と着目点』について、『一次審査時における様式4に記載の通り』など、様式4に記載した『現場条件において想定される課題』と『想定された課題に対する技術提案書作成にあたっての着目点』の内容を参照するような記載をしてもよろしいでしょうか、ご教示願います。	「様式-提案2」は記載できる分量に限りがあるため、「様式4」に記載した「課題と着目点」を参照する旨の記載ではなく、要点を「様式-提案2」の「1. 課題と着目点」に記載してください。
91	質問書C(技術提案書に関する質問)	技術提案書様式	技術提案書様式 様式-提案2	様式-提案2の各提案項目における『1. 課題と着目点』について、一次審査時の様式4に記載した『現場条件において想定される課題』と『想定された課題に対する技術提案書作成にあたっての着目点』の内容を簡略化し、要点のみ記載としてもよろしいでしょうか、ご教示願います。	「様式-提案2」は記載可能な分量に限りがあるため、「様式4」に記載した「課題と着目点」の要点のみを「様式-提案2」の「1. 課題と着目点」に記載していただいても構いません。